

沖縄県都市公園条例の一部を改正する条例

沖縄県都市公園条例（昭和52年沖縄県条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表第3中

バナナ公園
多目的お祭り広場

を

奥武山公園	バナナ公園
多目的広場	多目的お祭り広場

に改める。

別表第4中

多目的お祭り広場	午前9時から午後9時まで	を
多目的広場	午前9時から午後6時（4月1日から9月30日までの間は、午後7時）まで	に
多目的お祭り広場	午前9時から午後9時まで	

改める。

別表第6第1項第1号中

児童・生徒	5,230円	5,230円	10,460円	1,570円	を
-------	--------	--------	---------	--------	---

高齢者	5,240円	5,240円	10,480円	1,570円
-----	--------	--------	---------	--------

児童・生徒	5,230円	5,230円	10,460円	1,570円
-------	--------	--------	---------	--------

に、「又は児童・生徒」を「

高齢者又は児童・生徒」に、

児童・生徒	1人1回につき 90円 回数券11回分 900円
-------	-----------------------------

を

高 齢 者	1人1回につき 90円 回数券11回分 900円
児童・生徒	1人1回につき 90円 回数券11回分 900円

に、

児童・生徒	840円	840円	1,680円	240円
-------	------	------	--------	------

を

高 齢 者	840円	840円	1,680円	240円
児童・生徒	840円	840円	1,680円	240円

に、

児童・生徒	1人1回につき 70円 回数券11回分 700円
-------	-----------------------------

を

高 齢 者	1人1回につき 70円 回数券11回分 700円
児童・生徒	1人1回につき 70円 回数券11回分 700円

に改め、同項第2号中

児童・生徒	1,670円	1,670円	3,340円	500円
-------	--------	--------	--------	------

を

高 齢 者	1,670円	1,670円	3,350円	500円
-------	--------	--------	--------	------

児童・生徒	1,670円	1,670円	3,340円	500円
-------	--------	--------	--------	------

に、

児童・生徒	1人1回につき 回数券11回分	20円 200円
-------	--------------------	-------------

を

高 齢 者	1人1回につき 回数券11回分	20円 200円
児童・生徒	1人1回につき 回数券11回分	20円 200円

に改め、同項第3号中

児童・生徒	1,200円	1,200円	2,400円	340円
-------	--------	--------	--------	------

を

高 齢 者	1,200円	1,200円	2,400円	340円
児童・生徒	1,200円	1,200円	2,400円	340円

に、「又は児童・生徒」を

「、高齢者又は児童・生徒」に改め、同項第4号中

児童・生徒	230円	270円
-------	------	------

を

高 齢 者	230円	270円
児童・生徒	230円	270円

に、「又は児童・生

徒」を「、高齢者又は児童・生徒」に、

児童・生徒	190円	230円
-------	------	------

を

高 齢 者	200円	230円
児童・生徒	190円	230円

に改め、同項第5号

中

児童・生徒	3,100円	3,100円	6,200円	920円	を
-------	--------	--------	--------	------	---

高 齢 者	3,100円	3,100円	6,210円	920円
児童・生徒	3,100円	3,100円	6,200円	920円

に、「又は児童・生徒」を「、

高齢者又は児童・生徒」に、

児童・生徒	1人1回につき 回数券11回分	70円 700円	を
-------	--------------------	-------------	---

高 齢 者	1人1回につき 回数券11回分	70円 700円	に、
児童・生徒	1人1回につき 回数券11回分	70円 700円	

児童・生徒	810円	810円	1,620円	230円	を
-------	------	------	--------	------	---

高 齢 者	810円	810円	1,620円	230円
児童・生徒	810円	810円	1,620円	230円

に、

児童・生徒	840円	840円	1,680円	240円	を
-------	------	------	--------	------	---

高 齢 者	840円	840円	1,680円	240円
児童・生徒	840円	840円	1,680円	240円

に、「すべて」を「全て」に改

50メートル プ ー ル	一般・学生	7,440円	7,440円	14,880円	2,220円
-----------------	-------	--------	--------	---------	--------

め、同項第6号中

25メートルプール	冷水	児童・生徒	3,720円	3,720円	7,440円	1,110円
		一般・学生	3,720円	3,720円	7,440円	1,110円
	温水	児童・生徒	1,860円	1,860円	3,720円	550円
		一般・学生	7,440円	7,440円	14,880円	2,220円
		児童・生徒	3,720円	3,720円	7,440円	1,110円

50メートルプール	一般・学生	7,440円	7,440円	14,880円	2,220円	
	高齢者	3,720円	3,720円	7,440円	1,110円	
	児童・生徒	3,720円	3,720円	7,440円	1,110円	
25メートルプール	冷水	一般・学生	3,720円	3,720円	7,440円	1,110円
		高齢者	1,860円	1,860円	3,720円	550円
		児童・生徒	1,860円	1,860円	3,720円	550円
	温水	一般・学生	7,440円	7,440円	14,880円	2,220円
		高齢者	3,720円	3,720円	7,440円	1,110円
		児童・生徒	3,720円	3,720円	7,440円	1,110円

を

に、「又は児童

・生徒」を「、高齢者又は児童・生徒」に、

児童・生徒	1人1回につき	120円
	回数券11回分	1,200円

を

高齢者	1人1回につき	120円
	回数券11回分	1,200円
	1人1回につき	120円

に、

児童・生徒	回数券11回分	1,200円
-------	---------	--------

児童・生徒	1人1回につき	240円
	回数券11回分	2,400円

を

高 齢 者	1人1回につき	240円
	回数券11回分	2,400円
児童・生徒	1人1回につき	240円
	回数券11回分	2,400円

に、

児童・生徒	1人1回につき	310円
	回数券11回分	3,100円

を

高 齢 者	1人1回につき	430円
	回数券11回分	4,300円
児童・生徒	1人1回につき	310円
	回数券11回分	3,100円

に改め、同項第7号中

児童・生徒	1時間につき	1,540円
-------	--------	--------

を

高 齢 者	1時間につき	1,540円
児童・生徒	1時間につき	1,540円

に、

児童・生徒	1時間につき	770円
-------	--------	------

を

高 齢 者	1時間につき	770円
児童・生徒	1時間につき	770円

に、

児童・生徒	1時間につき	390円
-------	--------	------

を

高 齢 者	1時間につき	390円
児童・生徒	1時間につき	390円

に改め、同項第12号中

児童・生徒	880円	880円	1,760円	250円
-------	------	------	--------	------

を

高 齢 者	880円	880円	1,770円	250円
児童・生徒	880円	880円	1,760円	250円

に、「又は児童・生徒」を「、

高齢者又は児童・生徒」に改め、同号を同項第13号とし、同項第11号の次に次の1号を加える。

(12) 多目的広場

区 分		基 準 額	
専用利用	入場料を徴収しない場合	一般・学生	1時間につき 2,500円
		高 齢 者	1時間につき 1,250円
		児童・生徒	1時間につき 1,250円
	入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合の一般・学生、高齢者又は児童・生徒の区分に応じた基準額に、徴収する最も高い入場料の額に100を乗じて得た額を加算した額	

別表第6第2項中「5,000円」を「30,420円」に改め、同表(注)第5項中「小学校」を「、小学校」に改め、「をいい、「一般・学生」とはそれ以外の者(3歳未満の者及び幼児を除く。)」を削り、同表(注)中第10項を第12項とし、第6項から第9項までを2

項ずつ繰り下げ、第5項の次に次の2項を加える。

6 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。

7 「一般・学生」とは、幼児、児童・生徒及び高齢者以外の者（3歳未満の者を除く。）をいう。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、別表第6第2項の改正規定は、平成28年6月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

平成28年2月16日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

理 由

高齢者が利用しやすい公園施設の環境を整え、健康増進を図るため、有料公園施設の利用料金の基準額に、高齢者の利用料金の区分を定める等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。